

AUTOMOTIVE NEWSLETTER

2020年3月号(Vol.1)

改正道路運送車両法のポイントと今後の影響

- | | |
|---------------------------------|--|
| I. AUTOMOTIVE NEWSLETTER 創刊のご挨拶 | 森・濱田松本法律事務所 |
| II. 改正車両法のポイント | 弁護士 戸嶋 浩二
TEL. 03 5223 7789
koji.toshima@mhm-global.com |
| III. 今後の影響 | 弁護士 佐藤 典仁
TEL. 03 6266 8717
norihito.sato@mhm-global.com
弁護士 真下 敬太
TEL. 03 6266 8534
keita.mashita@mhm-global.com |

I. AUTOMOTIVE NEWSLETTER 創刊のご挨拶

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、当事務所では、自動車、モビリティサービスに関する案件を専門的に取り扱っているグループにおいて、AUTOMOTIVE NEWSLETTER を創刊することといたしました。

自動車産業・移動サービスを取り巻く環境は、「CASE」(Connected, Autonomous, Shared, Electric)という言葉に代表されるように激変しています。自動車産業の開発競争は激しさを増しており、既存の自動車メーカーだけでなく、Alphabet 傘下の Waymo をはじめ多くの IT 企業が自動車産業に進出しています。

また、「MaaS」(Mobility as a Service)という言葉に表されるように、自動車は単なる移動手段の提供から、IoT や AI といった ICT を活用した新たなサービスとして生まれ変わろうとしています。

当事務所では、従来、自動車・移動サービスに携わる多くの企業の方々にサービスを提供するとともに、国土交通省自動車局への出向や各種政府委員の就任等を通じて最先端の情報・議論を集積しております。本ニュースレターでは、激変する自動車業界に関連する最新情報をお届けしてまいります。

II. 自動運転をめぐる法改正

本号ではまず、2020年4月1日に施行が迫っている自動運転に関する道路運送車両法(以下「車両法」といいます。)の改正について取り上げます。

AUTOMOTIVE NEWSLETTER

自動運転については、2020年の実用化（高速道路におけるレベル3）を目標として制度整備が進められてきており¹、2019年5月には道路交通法と車両法が改正されました（以下、改正後の車両法を「改正車両法」といいます。）。そして、これらの改正は2020年4月1日に施行され²、同日以降、ついにレベル3の自動運転車の公道走行が可能となります。

本号では、自動運転車の安全性を確保するための制度を整備した改正車両法のポイントを解説するとともに、改正車両法が実務に与える今後の影響を紹介します。

Ⅲ. 改正車両法のポイント

改正車両法のポイントとしては、①いわゆる自動運転システムの保安基準対象装置への追加、②ソフトウェア配信等による制御用プログラムの変更の許可制度の創設、③自動車整備事業の自動運転車への対応が挙げられます。以下、それぞれにつき解説します。

①自動運転システムの保安基準対象装置への追加

保安基準とは、自動車の安全性の確保等のために、その構造、装置及び性能について定められる最低限の技術基準であり、「道路運送車両の保安基準」³等に具体的な基準が規定されています。自動車は、かかる保安基準に適合するものでなければ運行の用に供することができません（車両法40条～42条）。

改正車両法により、保安基準対象装置に「自動運行装置」（いわゆる自動運転システムに相当するセンサーとコンピューターの組み合わせに、その作動状況を記録する装置を加えたもの）が追加されました。これにより、自動車メーカー等は、自動運転車を販売する場合には、自動運行装置を保安基準に適合させることが必要となります（改正車両法41条1項20号、2項）。2019年12月24日から2020年1月24日までパブリックコメントに付された保安基準案によれば、自動運行装置の作動中、乗車人員及び他の交通の安全を妨げるおそれがないものであること、自動運行装置の作動中、運転者が運転操作を引き継ぐことができる状態にあることを常時監視し、運転者が当該状態にないときは、警報を発する機能を有すること（ドライバーモニタリング）等が保安基準として求められています⁴。

¹ 「官民 ITS 構想・ロードマップ 2018」（2018年6月高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT総合戦略本部）決定）。なお、2019年6月7日に「官民 ITS 構想・ロードマップ 2019」として改定され、同じ目標が掲げられています。

² 道路運送車両法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和2年1月31日政令第20号）。なお、道路交通法の改正の施行期日は、改正車両法の施行の日とされています（道路交通法の改正附則1条）。

³ 昭和27年運輸省令67号。

⁴ 「道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令案及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示案に関する意見募集について」のパブリックコメント：意見募集終了案件詳細（<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155190933&Mode=1>）

AUTOMOTIVE NEWSLETTER

また、改正車両法では、自動運行装置について、その性能に応じて、自動運行装置が使用される条件（走行環境条件）を当該装置ごとに国土交通大臣が付すこととしています（改正車両法 41 条 2 項）。これは、レベル 3・4 の自動運転車はいつでもどこでも安全な自動運転を行えるわけではないことから、車両のみならず走行環境条件との組み合わせにより安全性を担保する趣旨です。走行環境条件とは、「昼間（降雪・豪雨等の悪天候を除く）の高速道路本線上における時速 60km 以下の低速走行」といった条件をいい、自動運転の安全技術ガイドラインにおける「運行設計領域」（ODD: Operational Design Domain）と同様のものです。

なお、実証実験で基準緩和認定を受ければ認められるハンドル等のない車両については、法改正の対象にはなっていませんが、上記保安基準案によれば、実証実験と同様に、基準緩和により事業化が可能になる予定です。

②ソフトウェア配信等による制御用プログラムの改変の許可制度の創設

自動車でも、スマートフォンや PC のソフトウェアをアップデートするのと同様に、自動車の制御用ソフトウェアを配信し、運転支援機能の追加等を短時間に大量の自動車に対して行うことが想定されていますが、現行の車両法では配信されるソフトウェアの安全性を国が事前に確認する仕組みが存在しませんでした。

そこで、一定の重要なプログラムの改変及びそのためのプログラムの提供（改正車両法では「特定改造等」と定義されています。）については、国土交通大臣によるプログラムごとの許可制となりました（改正車両法 99 条の 3 第 1 項）。

③自動車整備事業の自動運転車への対応

自動車整備事業のうち、事業として行う場合には地方運輸局長の認証が必要となる「分解整備」の範囲を拡大し、名称を「特定整備」に変更しました（改正車両法 49 条 2 項）。具体的には、分解整備の対象装置に自動運行装置を加えるとともに、分解整備の範囲を、対象装置を取り外して行う整備又は改造に限らず、カメラ、ミリ波レーダー及び赤外線レーザや電子制御装置の取り外し又は機能調整（エーミング作業）といった、対象装置の作動に影響を及ぼすおそれがある整備又は改造に拡大しました（改正車両法 49 条 2 項）。また、これに伴い、道路運送車両法施行規則が改正され、「電子制御装置整備」が特定整備の内容として規定されるとともに（同規則 3 条 8 号、9 号）、電子制御装置整備を事業として行う場合の認証基準が規定されました（同規則 57 条）。

さらに、自動車メーカー等は、特定整備を行う事業者等に対して、点検・整備をするために必要な型式固有の技術上の情報を提供することが義務付けられました（改正車両法 57 条の 2 第 1 項）。

AUTOMOTIVE NEWSLETTER

IV. 今後の影響

改正車両法は、自動車メーカー等に影響を与えることはもちろん、自動運転車を整備する自動車整備業者にも大きな影響を与えます。特に、新たに特定整備の対象となる作業を事業として行う場合には、技術・知識のアップデートのみならず、一定の設備及び従業員の基準を満たすための設備投資等も必要となります。

また、自動運行装置の保安基準等は、2020年3月中の公布、同年4月1日（改正車両法の施行期日と同日）の施行が予定されており、その内容についても注視しつつ対応を進めることが必要となります。

文献情報

- 論文 「IoT 先端技術の法律問題（第1回）自動運転をめぐる法制度の現状と今後の方向性」
掲載誌 NBL No.1157
著者 佐藤 典仁、芳川 雄磨

- 論文 「IoT 先端技術の法律問題（第2回）MaaS と法制度」
掲載誌 NBL No.1159
著者 戸嶋 浩二

- 論文 「自動運転の実現に向けた道路運送車両法・道路交通法の改正について」
掲載誌 交通法研究 第48号
著者 佐藤 典仁

（当事務所に関するお問い合わせ）

森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com